

勝浦町子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和7年5月23日
勝浦町告示第60号

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項の規定に基づき、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える保護者又は妊娠婦、ヤングケアラーがいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は勝浦町とする。

2 町長は適切な本事業の運営が確保できると認められる事業者に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、本町に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者又はこれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者又はこれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊娠婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠婦又はこれに該当するおそれのある妊娠婦
- (4) その他、本事業の目的を鑑みて町長が特に支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラーを含む。）

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

- (1) 家事支援
 - ア 食事の準備及び片付け
 - イ 衣類等の洗濯
 - ウ 居室等の清掃及び整理整頓
 - エ 生活必需品の買物
 - オ 外出時の補助
 - カ その他必要な家事支援

(2) 育児及び養育支援

- ア 保育所等の送迎
- イ 児童の世話、見守り
- ウ 外出時の補助
- エ その他必要な育児及び養育の支援

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言

(4) その他支援対象者の負担を軽減することに繋がる支援

(5) 支援対象者や児童の状況、養育環境の把握、町への報告

(訪問支援員の要件)

第5条 訪問支援員については、次の各号に掲げる要件を満たし、本事業による支援を適切に実施できるものとして町長が適当であると認めた者とする。

(1) 町が適当と認める研修を修了した者

(2) 以下のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(利用申請及び決定)

第6条 本事業を希望する者は、勝浦町子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により申請があった場合は、その必要性等を検討し、利用の可否を勝浦町子育て世帯訪問支援事業決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利用決定し、当該利用に係る事業が第2条第2項の規定により実施する場合は、勝浦町子育て世帯訪問支援事業受入依頼書（様式第3号）により、その旨を受託者に通知するものとする。

(支援計画の作成)

第7条 町長は、前条第2項の規定により決定を受けた者（以下「利用者」という。）の家庭の意向を踏まえ、勝浦町子育て世帯訪問支援事業利用計画書（様式第4号）（以下「計画書」という。）を作成し、利用者及び受託者に通知するものとする。

2 町長は、計画書の内容に変更が生じたときには、新たな計画書を作成するものとする。

(利用の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を取り消し、又は一時停止することができる。

- (1) 利用者が「勝浦町子育て世帯訪問支援事業利用登録中止申出書」(様式第5号)により、利用登録の中止を申し出た場合
- (2) 第3条に規定する対象家庭に該当しなくなったとき
- (3) その他町長が本事業の実施が不適当と認めたとき

(費用の負担)

第9条 利用者は、次の表に定める基準により、本事業に要する費用の一部を負担するものとする。

利用世帯区分	利用者負担額	
	利用料 (1時間当たり)	交通費 (1回につき)
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	年間96時間以下	0円
	年間96時間超	300円
市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	年間48時間以下	0円
	年間48時間超	600円
市町村民税所得割課税額77,101円以上の世帯	1,500円	930円

2 利用者は、利用日の前営業日の正午までに連絡せず利用しなかった場合は、前項に規定する費用を町長に支払うものとする。

(守秘義務等)

第10条 委託事業者及び訪問支援員は、事業上知り得た利用対象者等の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年5月23日から施行する。
- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日以後、第5条第1項第2号ア中「禁固」とあるのは「拘禁刑」とする。